

都内介護サービス事業所開設予定事業者 様

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

新規指定申請時の留意事項について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき有難うございます。
都内に介護サービス事業所を開設するに当たっての留意事項を下記のとおりお伝えします。

記

1 事業所名称の設定に関する留意事項

近年、介護事業所の増加に伴い、事業所名称が重複する例も考えられます。事業所名称の付け方について介護保険法や運営基準等において特に定めはありませんが、名称が同一あるいは類似していると、利用者等からの誤認や事業所間のトラブルにつながるおそれがあります。

事業所名称を設定する際は、近隣に同一あるいは類似した名称の事業所がないか確認していただくようお願いいたします。

2 既に使用されている事業所名称の検索方法

「とうきょう福祉ナビゲーション」等を利用して検索することができます。

<とうきょう福祉ナビゲーションの URL>

<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

<検索方法>

福ナビホーム > 事業所情報「事業所・法人を探す」 > 名称等から探す「事業所名で検索」